

# 草津市週休 2 日取組指定型工事実施要領 (土木工事版)

## 1. 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。週休 2 日の取組を指定する工事を発注することで、ワーク・ライフ・バランスの促進と誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

## 2. 概要

草津市における「草津市週休 2 日取組指定型工事実施要領（土木工事版）」は滋賀県土木交通部の最新の「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事 実施要領」に基づくものとし、令和 8 年 1 月 1 日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

ただし、以下の内容については、読替を行うものとする。

## 3. 読替箇所

項目・項目	滋賀県記載内容	草津市における読替内容
2. 概要	○対象工事は、 <u>土木交通部</u> が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、現地作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。	○対象工事は、 <u>草津市</u> が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、現地作業が 1 週間に満たない工事、 <u>現場条件等により週休 2 日の実施が困難な工事、別に同様の要領等を策定あるいは準用している工事</u> は対象外とする。
2. 概要	○建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。	<u>適用しない。</u>
6. 費用（積算方法等） (2) 補正方法	なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日が未達成のものは、 <u>滋賀県建設工事請負契約約款第 24 条</u> の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。	なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日が未達成のものは、 <u>草津市建設工事請負契約約款第 25 条</u> の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。
6. 費用（積算方法等） (3) 対象工事である旨等の明示	記載例（四角囲い）中の次の内容 ～費用の計上に当たっては、 <u>「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事 実施要領」</u> により行う。 完全週休 2 日実施に関する事項は、別添 <u>「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事実施要領」</u> に基づき、実施すること。 受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。	～費用の計上に当たっては、 <u>「草津市週休 2 日取組指定型工事実施要領（土木工事版）」</u> により行う。 完全週休 2 日実施に関する事項は、別添 <u>「草津市週休 2 日取組指定型工事実施要領（土木工事版）」</u> に基づき、実施すること。 受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

	<p><u>取組の結果、完全週休2日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。</u></p>	
11. 付則	<p>・この要領は、<u>令和7年8月1日</u>以後に積算業務に着手する工事から適用する。</p>	<p>・この要領は、<u>令和8年1月1日</u>以後に積算業務に着手する工事から適用する。</p>